

欧州復興開発銀行設立協定の改正

(正式名称: 欧州復興開発銀行を設立する協定の改正)

背景

- 令和5年5月、欧州復興開発銀行(EBRD)第32回年次総会は、受益国に限られた数のサブサハラ・アフリカ諸国等の追加及びEBRDによる融資の上限撤廃に関する決議案を採択。

主な内容

- EBRDが、新たに総務会において決定する限られた数のサブサハラ・アフリカ諸国等においても業務を行うことを可能とすることを定める。
- EBRDの貸付等融資に係る上限額を自己資本以下に定める現行協定上の規定を削除し、理事会が適切な上限を設定及び維持することを定める。

早期受諾の必要性

- 開発政策及び外交政策上、下記のような重要性があり、早期発効への貢献が必要。
 - サブサハラ・アフリカ諸国の開発上の支援ニーズが大きいこと。
 - 協定上の融資の上限の撤廃が、国際開発金融機関の既存資本の最大限の活用のためのG20の取組の一環として実施されること。
- EBRDの主要な加盟者である日本(8.6%の投票権シェアを有する)が、本協定の改正を可能な限り早期に受諾することで、他の加盟者の早期の受諾を促し、その早期発効に貢献することが必要。



欧州復興開発銀行(EBRD)

- ◆ 1991年に設立された国際開発金融機関。中東欧諸国等における市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を支援することを目的とする。本部はロンドン。



- ◆ 設立年月: 1991年3月
- ◆ 加盟者: 72か国・2機関(EU・欧州投資銀行)
- ◆ 日本の加盟: 1991年(原加盟国)
- ◆ 主要機関: 出資者の代表で構成される総務会(Board of Governors)と、総務会で任命される23人(任期3年)で構成される理事会(Board of Directors)。日本は理事会メンバー。
- ◆ 上位出資国(累積):

国名	シェア
米国	10.1%
日本	8.6%
英国	8.6%
ドイツ	8.6%
フランス	8.6%
イタリア	8.6%
ロシア	4.0%
カナダ	3.4%